

---

# 平成 29 年度 地方公務員の過労死等に係る 労働・社会分野に関する調査研究事業 (教職員等に関する分析)

---

A research report for compensated cases of overwork-related health disorders, “KAROSHI”, in the aspects of occupation and social situation among teachers and civil servants engaged in education related public affairs  
2010-2014

March 2018



JNIOOSH

平成 30 年 3 月

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
過労死等調査研究センター

Research Center for Overwork-Related Disorders (RECORDs)  
National Institute of Occupational Safety and Health, Japan (JNIOOSH)

---



## 目次

調査報告要約 .....	1
※用語について .....	3
A. 目的 .....	4
B. 方法 .....	6
1. 分析対象 .....	6
2. 分析方法 .....	6
3. 調査研究報告書の作成 .....	7
4. 研究倫理面及び個人情報管理 .....	7
C. 結果及び考察 .....	8
1. 基本集計（脳・心臓疾患、精神疾患） .....	8
1) 性別、発症時年齢、生死、事業場種類、健康診断、既往歴 .....	8
2) 職種 .....	12
3) 疾患名 .....	14
4) 強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）が認められる職務従事状況等 .....	16
5) 発症前の概ね6か月間の時間外労働時間の状況（脳・心臓疾患） .....	18
6) 典型災害事例 .....	19
2. 学校教員に職種を限定したときの分析結果 .....	25
1) 脳・心臓疾患 .....	25
2) 精神疾患 .....	27
D. 今後の課題 .....	29
1. 調査結果の俯瞰と実態解明への視点 .....	29
2. 今後の分析視点 .....	29
3. 公務災害認定事案・労働災害認定事案の比較等、包括的な研究への期待 .....	29
E. まとめ .....	30
F. 引用文献 .....	32

<調査研究担当者>

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
過労死等調査研究センター

吉川 徹、医師、博士（医学）、産業安全保健学、国際保健学

高田琢弘、博士（心理学）、社会心理学

佐々木毅、修士（理学）、職業疫学

山内貴史、博士（学術）、認知行動科学・疫学

梅崎重夫、博士（工学）、電子工学、労働安全衛生学

## 調査報告要約

### 【はじめに】

本調査研究報告書は、平成 29 年度総務省「地方公務員の過労死等に係る労働・社会分野に関する調査研究事業の請負」の仕様書に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター（以下「過労死センター」という。）が調査研究・分析を実施し、取りまとめたものである。

### 【調査研究の目的・背景】

近年、過労死等が社会的に大きな問題となっている。特に、教職員は「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において過労死等の多発が指摘されている業種・職種の 1 つとして挙げられ、より掘り下げた調査研究を行うことが必要とされている。そこで、地方公務員災害補償基金が平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの期間に、公務上の災害と認定した事案のうち、教職員（義務教育学校職員・義務教育学校職員以外の教育職員※用語参照 3 ページ）を対象として、その特徴及び典型事例を抽出し、実態と背景要因を検討した。

### 【調査研究の方法】

過労死等防止対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき総務省が平成 28 年度「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究事業」を実施するにあたり、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して、基金が保有する平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの期間において公務上と判断された合計 190 件（脳・心臓疾患事案 84 件、精神疾患・自殺事案 106 件）に関する公務災害認定理由書、裁決書、判決文及び関連資料（以下「公務災害認定理由書等」という。）の提供を依頼し、これを受けて基金が提出した当該資料を平成 28 年度調査研究における調査分析資料とした。過労死センターは、公務災害認定理由書等に記載された文章から当該調査項目を読み取り、個人属性、被災傷病名、生存・死亡の状況、負荷要因などに整理し、個人が特定できる情報を削除した上で基本集計、クロス集計などの分析が行えるようデータベースを作成した。

今回は、この公務災害認定事案のデータベース※用語参照 3 ページから教職員の事案（脳・心臓疾患 35 件、精神疾患 28 件の計 63 件）を抽出し、これらを対象として分析を行った。教職員の事案について、性別、発症時年齢、生死、事業場種類、疾患名、健康診断の実施状況、既往歴の有無、職種、強度の精神的及び肉体的過重性が認められる職務従事状況等の負荷要因の有無、発症前概ね 6 か月間の時間外労働時間等の情報に関する集計を行い、典型事例を抽出した。また、学校教員に職種を限定した分析として、負

荷業務の一覧を集計した。本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理委員会の承認を得た上で実施された（通知番号：H2821）。

### 【結果及び考察】

本調査研究の結果、公務災害認定事案における教職員の特徴として、主に以下のことが示された。性別に関して、脳・心臓疾患は男性が83%、精神疾患は男性・女性が半数ずつであった。発症時年齢は、脳・心臓疾患では40～49歳と50歳～59歳で合計77%、精神疾患では40～49歳と50歳～59歳で合計57%、20～29歳と30～39歳でそれぞれ21%であった。生死に関して、脳・心臓疾患の57%、精神疾患の29%が死亡事案であった。職種に関して、全事案に占める割合として、中学校教員（40%）と小学校教員（32%）の割合が大きかった。疾患名は、脳・心臓疾患では脳内出血（脳出血）（26%）、くも膜下出血（26%）、心筋梗塞（14%）の割合が大きく、精神疾患ではうつ病エピソード（36%）と急性ストレス反応（18%）の割合が大きかった。強度の精神的及び肉体的負荷が認められる職務従事状況等の負荷要因に関して、脳・心臓疾患では「日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」が最も多かった。精神疾患では「住民等との公務上での関係」が半数で最も多く、次いで「異常な出来事への遭遇」が多かった。また、教職員の過労死等の実態を理解しやすいように脳・心臓疾患、精神疾患それぞれの典型事例を提示した。さらに、学校教員に職種を限定し職務従事状況等の負荷業務を検討したところ、脳・心臓疾患では中学校教員で「部活動顧問」が最も多く、小学校で「役職」と「委員会・会議」が最も多かった。精神疾患では中学校教員で「係・担当等」と「部活動顧問」が最も多く、小学校教員で「事故・災害等」が最も多かった。教育課程における教育公務内容によって異なる負荷業務があったことが示された。

### 【今後の課題】

本調査研究の結果、教職員の過労死等の問題を解消していくためには、学校種に応じた異なる対策が必要であると考えられる。本研究の結果を踏まえつつ、学校種の違いに加え、公務と民間の比較を行うなど、包括的な研究を行っていくことが求められる。

## ※用語について

---

<b>義務教育学校職員</b>	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
<b>義務教育学校職員以外の教育職員</b>	次の①～④に掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
<b>公務災害認定事案データベース</b>	過労死等防止対策推進法第8条第1項の規定に基づく調査研究の実施にあたり、過労死センターが公務災害認定理由書等に記載された文章から当該調査項目を読み取り、個人属性、被災傷病名、生存・死亡の状況、負荷要因などに整理し、個人が特定できる情報を削除した上で基本集計、クロス集計といった分析が行えるよう作成したもの。

---

## A. 目的

近年、「業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、死亡には至らないが、これらによる脳血管疾患・心臓疾患と精神障害（以下「過労死等」という。）」が、社会的に大きな問題となっている。この過労死等の問題に関して、平成 26 年 6 月に「過労死等防止対策推進法（以下「過労死防止法」という。）」が成立し、同年 11 月に施行された。また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」が策定され、過労死等に関する調査研究を行うことが国の責務として位置づけられるようになった。

このような背景の中、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター（過労死センター）では、過労死等に関する実態を把握するため、過労死等の事案分析や要因分析などの調査研究を行ってきた。それらの成果は、平成 27～28 年度労災疾病臨床研究事業「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（研究代表者 高橋正也）（文献 1、2）、平成 28 年度総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」（研究代表者 吉川徹）（文献 3）として報告されるなど、過労死等の実態の解明に寄与してきた。

教職員は、大綱で過労死等の多発が指摘されている 5 つの業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等）のうちの 1 つとして挙げられ、より掘り下げた調査研究を行うことが必要とされている。これまで、地方公務員として勤務する教職員（義務教育学校職員及び義務教育学校職員以外の教育職員※用語参照 3 ページ）の過労死等の実態に関する資料としては、地方公務員災害補償基金が公務災害と認定した事案について「過労死等の公務災害補償状況について」を公表してきた。これによれば平成 27 年度の認定分では教職員は、脳・心臓疾患 16 件、精神疾患 5 件等である（文献 4）。一方、過労死センターがこれまでに実施した研究から、民間労働者を対象とした労災認定事案（脳・心臓疾患事案 1,564 件、精神障害 2,000 件）のうち、教員が含まれる教育・学習支援業は、脳・心臓疾患事案が 25 件、精神障害事案が 57 件となっており（文献 1）、同時期の 5 年間における地方公務員を対象とした公務災害認定事案（脳・心臓疾患事案 84 件、精神疾患 106 件）のうち、教職員（義務教育学校職員・義務教育学校職員以外の教育職員）は、脳・心臓疾患 35 件（全体の 42%）、精神疾患 28 件（全体の 26%）であることが示されている（文献 3）。

しかし、これらは主に教職員の過労死等の補償や認定状況を示した実数の報告が中心であり、例えば小学校、中学校といった学校種別にみた教員の過労死等の実態については十分明らかにされていない。社会的に問題となっている教職員の過労死等を防止していくためには、公務災害事案における「教職員」に注目し、学校種別の職種や、過労死等に至る負荷要因などに注目した詳細な分析により、実態をさらに明らかにしていくことが求められる。

そこで、過労死センターは、過労死センターに所属する研究員により、平成 29 年度総務省「地方公務員の過労死等に係る労働・社会分野に関する調査研究事業の請負」の仕様書に基づ

き、教職員に注目した過労死等の調査研究・分析を実施した。具体的には、平成 28 年度総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」（文献 3）で作成されたデータベースを用いて、教職員の事例を抽出し、その特徴及び典型事例について分析を行い、その実態と背景要因を検討した。本報告書は、平成 29 年度に実施した調査研究・分析の結果をまとめたものである。

## B. 方法

本調査研究は、以下の手順に従って、調査研究・分析結果を取りまとめ、調査研究報告書を作成した。調査分析は、複数の過労死等に関する専門研究員で構成される過労死センターが行った。

### 1. 分析対象

平成 28 年度に作成された公務災害認定事案データベース（脳・心臓疾患事案 84 件、精神疾患・自殺事案 106 件、平成 22 年 1 月～平成 27 年 3 月の 5 年間）を用い、教職員（義務教育学校職員・義務教育学校職員以外の教育職員）の事案を抽出した。本データベースは、基金が平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの期間に、公務上の災害と認定した事案について、公務災害認定理由書、裁決書、判決文及び関係資料（以下「公務災害認定理由書等」という）を総務省の要請に基づき基金から過労死センターへ提出し、それらを基に被災者の個人属性等について、過労死センターがデータベース化したものである。抽出された教職員の事案は、脳・心臓疾患 35 件、精神疾患 28 件の合計 63 件であり、これらを分析の対象とした。

### 2. 分析方法

公務災害認定理由書等及び公務災害認定事案データベースの記載内容に基づき、抽出された教職員の事案 63 件について、性別、発症時年齢、生死、事業場種類、認定対象疾患名、健康診断の実施状況、既往歴の有無、職種、強度の精神的及び肉体的過重性が認められる職務従事状況等の負荷要因の有無、発症前概ね 6 か月間の時間外労働時間等の情報に関する集計を行うとともに、典型事例を抽出した。

なお、職種に関して、データベース上では、「義務教育学校職員」あるいは「義務教育学校職員以外の職員」と記載されているが、学校種ごとの違いをより詳細に検討するため、本研究では公務災害認定理由書等を参考に、適切と考えられる学校種別の職種（例：高等学校教員、中学校教員、小学校教員など）としてデータを追加した。

また、学校教員に職種を限定した分析として、脳・心臓疾患事案、精神疾患事案それぞれにおける負荷業務の一覧を作成した。負荷業務は、該当事案の公務災害認定理由書等に記載されている内容から、長時間労働の直接的・間接的影響や心身の負荷業務に関連したと考えられる業務（例：委員会・会議、担任等、部活動顧問等）を選択した。なお、本分析における学校教員は、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校に勤務する教員であった。

本調査研究の分析にあたり、平成 28 年度総務省委託調査研究報告書「地方公務員の過労死等に係わる公務災害認定事案に関する調査研究」（文献 3）で用いたデータベースを精査した結果、客観的に長時間労働が確認できた場合においては、本調査では「過重負荷要因」として取り扱うこととした。このため、平成 28 年度に作成された公務災害認定事案データベースとは件数が一致していない表があることを断っておく。得られた結果について、平成 28 年にまとめられた

「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」の結果を参照して、全職種と教職員の過労死等の公務災害認定の結果について考察を試みた<sup>1</sup>。また、必要に応じて、一般労働者の労働災害としての過労死等の調査研究結果<sup>2,3</sup>を参考に考察を加えた。

### 3. 調査研究報告書の作成

調査項目について分析した結果を取りまとめた調査研究報告書を作成した。調査研究報告書の作成に当たっては、グラフや表、図を用いるなど、わかりやすさに配慮した構成を試みた。

### 4. 研究倫理面及び個人情報管理

本調査研究は、当法人の個人情報保護規程及び情報セキュリティ管理規程に従い、また、労働安全衛生総合研究所研究倫理委員会の承認を得た上で実施された（通知番号：H2821）。

特に、調査研究における倫理面への配慮として、調査研究の対象事案として取り上げる公務災害認定された本人、遺族に対する特段の配慮を行った。具体的には、分析に際しては、過労死センターのホームページを通じて過労死等調査研究の一環として公務災害認定理由書等の分析を行うことを公表するとともに、公務災害認定された本人又は家族等の請求人より該当事案を分析対象から外してほしいという希望や調査研究についての質問があった場合、過労死センターに連絡するよう明示した。なお、本調査研究で用いたデータベースには、個人の氏名、住所、電話番号等、個人を特定できる情報は一切含まれていない。

---

<sup>1</sup> 吉川徹他. 地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究. 平成 28 年度総務省受託研究調査研究報告書. 2017:1-64.

<sup>2</sup> 高橋正也他. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 平成 27 年度総括・分担研究報告書. 2016:1-37.

<sup>3</sup> 高橋正也他. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 平成 28 年度総括・分担研究報告書. 2017:1-183.

## C. 結果及び考察

### 1. 基本集計（脳・心臓疾患、精神疾患）

#### 1) 性別、発症時年齢、生死、事業場種類、健康診断、既往歴

表1-1に教職員における公務災害認定事案の基本統計を示した。なお、本調査研究の結果を考察するにあたり、全職種の公務災害認定事案（平成28年度報告書）（文献3）と比較することで、教職員の特徴を考察した。また、全業種の労災認定事案の結果（平成27年度報告書、平成28年度報告書）（文献1、2）についても参考とした。

##### ① 性別

教職員における公務災害認定事案全体では、男性42件（66.7%）、女性21件（33.3%）であった。疾患別では、脳・心臓疾患35件のうち、29件（82.9%）が男性、6件（17.1%）が女性であり、精神疾患28件のうち、13件（46.4%）が男性、15件（53.6%）が女性であった。

全職種の公務災害認定事案の結果では、脳・心臓疾患84件のうち男性が75件（89.3%）、精神疾患106件のうち男性が64件（60.4%）であり、それと比較すると、本調査研究の結果から、教職員は、脳・心臓疾患、精神疾患ともに女性の割合が相対的に大きく、特に精神疾患事案では半数が女性であった。また、全業種の労災認定事案の結果でも、脳・心臓疾患1,564件のうち男性が1,495件（95.6%）、精神疾患2,000件のうち男性が1,373件（68.6%）であったことから、教職員における公務災害認定事案において、女性の割合が相対的に大きかった。「平成29年度学校基本調査」（文献5）によれば、公立の小学校、中学校に勤務する女性教員の割合は、それぞれ62.2%、43.1%であり、比較的多くの女性教員が勤務している。そのため、本結果はこの教員構成比を反映したものであったという可能性が考えられる。

##### ② 発症時年齢

発症時年齢別では、脳・心臓疾患では40～49歳（14/35、40.0%）と50～59歳（13/35、37.1%）が多く、40歳以上で事案の約8割を占めた。一方、精神疾患でも40～49歳が最も多かったが（10/28、35.7%）、20～29歳（6/28、21.4%）、30～39歳（6/28、21.4%）、50～59歳（6/28、21.4%）では顕著な差はみられなかった。

全職種の公務災害認定事案と比較すると、脳・心臓疾患では大きな差はみられなかったが、精神疾患においては、異なった特徴がみられた。すなわち、精神疾患における全職種の公務災害認定事案では30～39歳の事案が最も多かったのに対し、教職員の公務災害事案では40～49歳の事案が最も多かった。これまでの研究等から精神疾患は若年者の発症が多いことが指摘されているものの、本結果から、地方公務員の教職員は、ある程度経験を積んだ教員にも発症が多いという可能性が認められた。この点は、教育経験の長いベテランが公務関連の健康障害を発症しているという実態であり、その防止対策については、その職務従事状況における心身の

負荷要因について注意深く分析する必要がある。

### ③ 生死

生死別では、脳・心臓疾患で死亡が 20 件 (20/35、57.1%) であり、精神疾患で死亡が 8 件 (8/28、28.6%) であった。

全職種の公務災害認定事案の結果では、脳・心臓疾患で死亡が 37 件 (44.0%)、精神疾患で 33 件 (31.1%) であり、全業種の労災認定事案の結果では、脳・心臓疾患で死亡が 613 件 (39.2%)、精神疾患で 368 件 (18.4%) であった。これらと比較すると、教職員における公務災害認定事案は、特に脳・心臓疾患において、その死亡数割合が相対的に大きかった。また、精神疾患の公務災害での死亡割合は、民間に比して大きく、それは教職員も同様の傾向がみられた。

### ④ 事業場の種類

事業場の種類に関して、脳・心臓疾患では、中学校 15 件 (15/35、42.9%)、小学校 9 件 (9/35、25.7%)、その他 (教育委員会、特別支援学校、県立大学などをいう。以下同じ) の教育の事業場 6 件 (6/35、17.1%)、高等学校 5 件 (5/35、14.3%) の順に多かった。精神疾患では、小学校 11 件 (11/28、39.3%)、中学校 10 件 (10/28、35.7%)、その他の教育の事業場 5 件 (5/28、17.9%) の順に多かった。

脳・心臓疾患事案、精神疾患事案ともに大学や高等学校の事案数が少なく、中学校と小学校が多いという本研究の結果は、日本の教育機関の設置状況とそこに配置される教員数を反映したものであると考えられる。すなわち、「平成 29 年度学校基本調査」(文献 5) によれば、公立の学校が全体の学校に占める割合は、中学校が 91.8%、小学校が 98.5%であるのに対し、大学では 11.5%、高等学校では 72.8%となっており、特に大学では地方公務員災害補償法が適用される公務員が相対的に少なくなっている。このような設定状況の違いもあり、事業場 (公務職場) の種類に基づく事案数に差がみられたと考えられる。

### ⑤ 健康診断、既往歴

健康診断に関して、「受診あり」と確認できる事案が脳・心臓疾患では 32 件 (32/35、91.4%)、精神疾患では 20 件 (20/28、71.4%) であり、記載なし/不明が脳・心臓疾患で 1 件 (2.9%)、精神疾患で 8 件 (28.6%) を含めると、いずれも高い割合で健康診断を受診していた。なお、全職種の公務災害認定事案の結果とは大きな差は見られなかったものの、全業種の労災認定事案の結果よりも相対的に「受診あり」の割合が大きく、教職員の健康診断受診率は高かったといえる。

また、既往歴に関して、「既往あり」の事案が脳・心臓疾患では 28 件 (28/35、80.0%)、精神疾患では 10 件 (10/28、35.7%) であり、全職種の公務災害認定事案の結果とは大きな差は見られなかった。その一方で、全業種の労災認定事案の結果と比較した場合には、相対的に「既往あり」の割合が大きかったが、これらの既往歴については具体的な病名や症状までは集計して

いないため、その解釈は慎重に行う必要がある。

表1-1. 教職員における公務災害認定事案の基本統計

	脳・心臓疾患		精神疾患		合計	
	人	(%)	人	(%)	人	(%)
<b>性別</b>						
男性	29	(82.9)	13	(46.4)	42	(66.7)
女性	6	(17.1)	15	(53.6)	21	(33.3)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)
<b>発症時年齢<sup>*1</sup></b>						
20～29歳	2	(5.7)	6	(21.4)	8	(12.7)
30～39歳	5	(14.3)	6	(21.4)	11	(17.5)
40～49歳	14	(40.0)	10	(35.7)	24	(38.1)
50～59歳	13	(37.1)	6	(21.4)	19	(30.2)
60～69歳	1	(2.9)	0	(0.0)	1	(1.6)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)
<b>生死</b>						
生存	15	(42.9)	20	(71.4)	35	(55.6)
死亡	20	(57.1)	8	(28.6)	28	(44.4)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)
<b>事業場種類</b>						
高等学校	5	(14.3)	1	(3.6)	6	(9.5)
中学校	15	(42.9)	10	(35.7)	25	(39.7)
小学校	9	(25.7)	11	(39.3)	20	(31.7)
特別支援学校	0	(0.0)	1	(3.6)	1	(1.6)
その他の教育の事業場	6	(17.1)	5	(17.9)	11	(17.5)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)
<b>疾患名（脳・心臓疾患）</b>						
脳疾患	22	(62.9)	—	—	22	(34.9)
心臓疾患	13	(37.1)	—	—	13	(20.6)
<b>疾患名（精神疾患）<sup>*2</sup></b>						
F3	—	—	11	(39.3)	11	(17.5)
F4	—	—	16	(57.1)	16	(25.4)
その他	—	—	3	(10.7)	3	(4.8)
合計	35	(100.0)	28	(107.1)	63	(103.2)
<b>健康診断</b>						
なし	2	(5.7)	0	(0.0)	2	(3.2)
あり	32	(91.4)	20	(71.4)	52	(82.5)
記載なし／不明	1	(2.9)	8	(28.6)	9	(14.3)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)
<b>既往歴</b>						
なし	7	(20.0)	13	(46.4)	20	(31.7)
あり	28	(80.0)	10	(35.7)	38	(60.3)
記載なし／不明	0	(0.0)	5	(17.9)	5	(7.9)
合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)

<sup>\*1</sup> 発症時年齢と死亡時年齢区分が異なる事案が、脳・心臓疾患の義務教育学校職員以外の教育職員で1件あるため、平成28年度総務省委託調査研究報告書の図表1-10-2と事案数は一致しない。

<sup>\*2</sup> 複数の疾患に該当した2事案を含む（合計と一致しない）。平成28年度報告で「急性ストレス反応」を発症し引き続き「外傷後ストレス障害」と診断され最終的に「外傷後ストレス障害」という1件の疾患名と集計した1事案については、本年度はより実態に近い病名をカウントする方針として、同事案については2つの疾患を集計に用いた。なお、事案数を分母として割合の算出を行った。

## 2) 職種

表1-2に職種と疾患群のクロス集計結果を示した。また、脳・心臓疾患、精神疾患における職種の割合について、それぞれ図1-1、図1-2に円グラフとして示した。教員の事案は、脳・心臓疾患で28件(28/35、80.0%)、精神疾患で23件(23/28、82.1%)であった。また、脳・心臓疾患では、中学校教員15件(15/35、42.9%)、小学校教員9件(9/35、25.7%)、その他の教育の職業7件(7/35、20.0%)、高等学校教員4件(4/35、11.4%)の順に多く、精神疾患では、小学校教員11件(11/28、39.3%)、中学校教員10件(10/28、35.7%)、その他の教育の職業5件(5/28、17.9%)の順に多かった。

学校種別の教員の公務災害認定件数に関しても、「1)④事業場の種類」の結果同様、日本の教育機関の設置状況が反映されたものと考えられる。特に、中学校教員と小学校教員は、合計すると教職員の事案全体の約7割を占めていた。この2つの職種の事案が多かったという点は、教職員の過労死等の公務災害認定事案の特徴として、改めて確認すべき点と思われる。

表1-2. 職種別のクロス集計表（公務上：教職員）

職種		脳・心臓疾患		精神疾患		合計	
中分類	細分類	人	(%)	人	(%)	人	(%)
<b>教員</b>							
	高等学校教員	4	(11.4)	1	(3.6)	5	(7.9)
	中学校教員	15	(42.9)	10	(35.7)	25	(39.7)
	小学校教員	9	(25.7)	11	(39.3)	20	(31.7)
	特別支援学校教員	0	(0.0)	1	(3.6)	1	(1.6)
	小計	28	(80.0)	23	(82.1)	51	(81.0)
<b>教員以外</b>							
	その他の教育の職業	7	(20.0)	5	(17.9)	12	(19.0)
	合計	35	(100.0)	28	(100.0)	63	(100.0)

注) 表1-2における教員とは、義務教育学校職員のうち小学校教員、中学校教員及び義務教育学校以外の教育職員のうち高等学校教員、特別支援学校教員をいう。教員以外とは、各教員を除く職員をいう。

参考：再掲（3ページ）

<b>義務教育学校職員</b>	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
<b>義務教育学校職員以外の教育職員</b>	次の①～④に掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員

図 1-1 脳・心臓疾患事案における職種の割合（公務上：教職員、35 人）

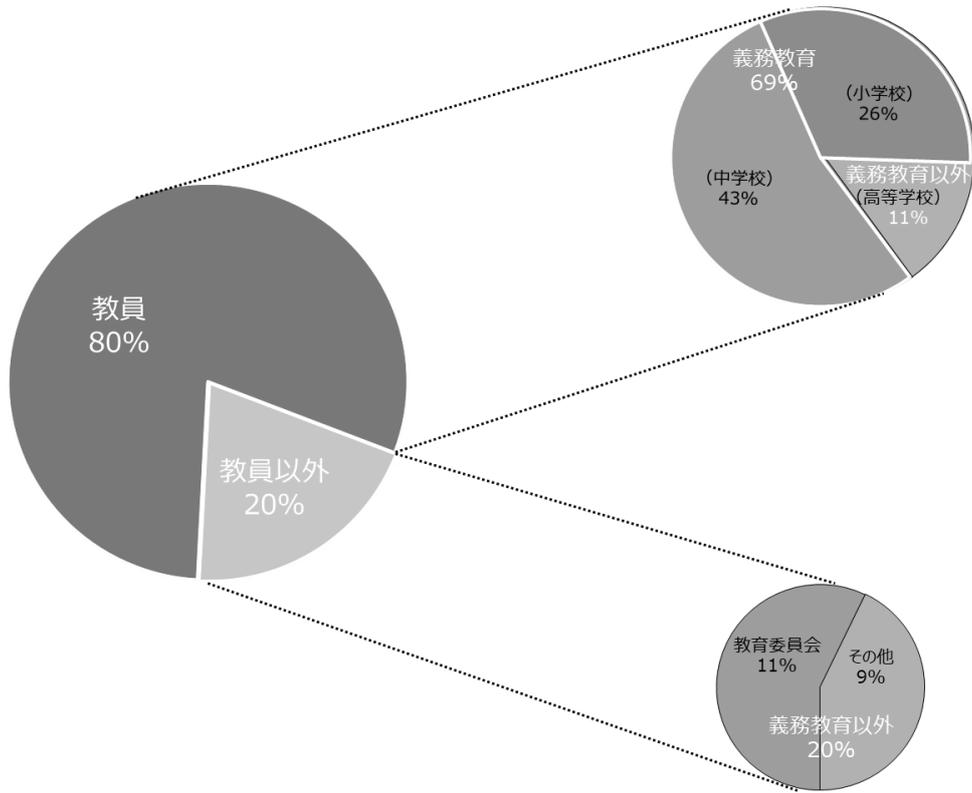
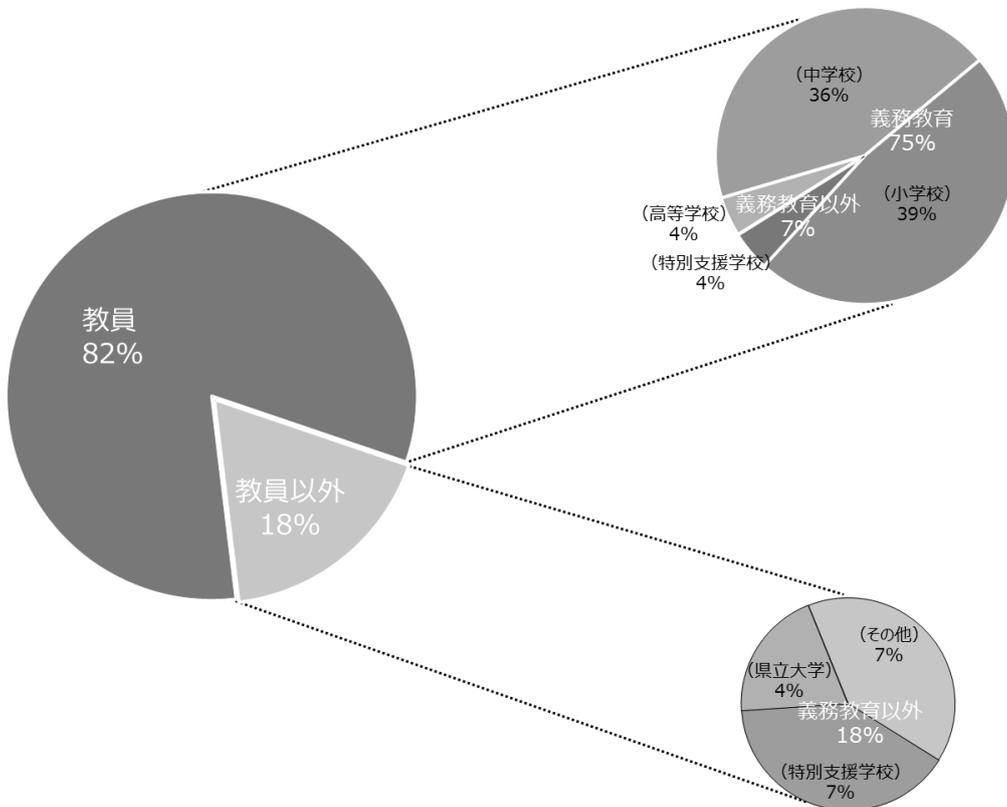


図 1-2 精神疾患事案における職種の割合（公務上：教職員、28 人）



### 3) 疾患名

#### ①脳・心臓疾患

表1-3-1に脳・心臓疾患における職種別の決定時疾患名を示した。事案全体において、脳疾患では、脳内出血（脳出血）9件（9/35、25.7%）とくも膜下出血9件（9/35、25.7%）が最も多く、その次に多いのは脳梗塞4件（4/35、11.4%）であり、高血圧性脳症の事案は無かった。心臓疾患では、心筋梗塞5件（5/35、14.3%）、心停止（心臓性突然死を含む）4件（4/35、11.4%）、大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む）3件（3/35、8.6%）、狭心症1件（1/35、2.9%）の順に多かった。

全職種の公務災害認定事案と比較すると、心停止（心臓性突然死を含む）の割合がやや大きかった。また、全業種の労災認定事案と比較すると、くも膜下出血、大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む）の割合がやや大きく、脳梗塞の割合がやや小さかった。

なお、職種を教員と教員以外に分けて疾患名を集計したが、教員以外の事案数が7件と少なかつたためか、職種による顕著な差は見られなかった。

表1-3-1. 脳・心臓疾患の決定時疾患名（公務上：教職員）

職種 疾患名	教員（28人）		教員以外（7人）		合計（35人）	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
<b>脳疾患</b>						
脳内出血（脳出血）	8	(28.6)	1	(14.3)	9	(25.7)
くも膜下出血	7	(25.0)	2	(28.6)	9	(25.7)
脳梗塞	2	(7.1)	2	(28.6)	4	(11.4)
高血圧性脳症	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
疾患数小計	17	(60.7)	5	(71.4)	22	(62.9)
<b>心臓疾患</b>						
心筋梗塞	3	(10.7)	2	(28.6)	5	(14.3)
狭心症	1	(3.6)	0	(0.0)	1	(2.9)
心停止（心臓性突然死を含む）	4	(14.3)	0	(0.0)	4	(11.4)
大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む）	3	(10.7)	0	(0.0)	3	(8.6)
疾患数小計	11	(39.3)	2	(28.6)	13	(37.1)
疾患数合計	28		7		35	

## ②精神疾患

表1-3-2に精神疾患における職種別の決定時疾患名を示した。精神疾患では、約9割の事案がF3（気分（感情）障害）若しくはF4（神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害）のいずれかに該当しており、F4の下位分類不明を除くと、うつ病エピソード10件（10/28、35.7%）、急性ストレス反応5件（5/28、17.9%）、適応障害3件（3/28、10.7%）、外傷後ストレス障害3件（3/28、10.7%）の順に多かった。

うつ病エピソードに引き続き、教員で特に急性ストレス反応の割合が大きかったという結果は、公務災害認定事案における教職員の決定時疾患名の特徴の1つとして挙げられる。後述の「4）強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）が認められる職務従事状況等」の「②業務負荷の類型（出来事）」の結果の通り、公務災害認定事案における教職員は、住民等との公務上での関係（生徒・保護者からの暴言・暴力等）が相対的に多く、それによって急性ストレス反応の発症が多くなっていたと考えられる。教職員の心身への負荷要因としての長時間労働対策に加え、住民等との公務上での関係（生徒・保護者からの過度のクレーム、暴言、ハラスメント）などの対策も必要であろう。

表1-3-2. 精神疾患の決定時疾患名（公務上：教職員）

職種 疾患名 <sup>*1</sup>	教員（23人）		教員以外（5人）		合計（28人）	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
F3 気分（感情）障害						
F32 うつ病エピソード	8	(34.8)	2	(40.0)	10	(35.7)
下位分類不明	1	(4.3)	0	(0.0)	1	(3.6)
疾患数小計	9	(39.1)	2	(40.0)	11	(39.3)
F4 精神症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害						
F43 重度ストレスへの反応及び適応障害						
F43.0 急性ストレス反応	5	(21.7)	0	(0.0)	5	(17.9)
F43.1 外傷後ストレス障害	3	(13.0)	0	(0.0)	3	(10.7)
F43.2 適応障害	2	(8.7)	1	(20.0)	3	(10.7)
下位分類不明	3	(13.0)	2	(40.0)	5	(17.9)
疾患数小計	13	(56.5)	3	(60.0)	16	(57.1)
その他 <sup>*2</sup>	2	(8.7)	1	(20.0)	3	(10.7)
疾患数合計	24		6		30	

<sup>\*1</sup> 複数の疾患に該当した2事案を含む。平成28年度報告で「急性ストレス反応」を発症し引き続き「外傷後ストレス障害」と診断され最終的に「外傷後ストレス障害」という1件の疾患名と集計した1事案については、本年度はより実態に近い病名をカウントする方針として、同事案については2つの疾患を集計に用いた。なお、事案数を分母として割合の算出を行った。

<sup>\*2</sup> その他は、ICD-10に基づかない疾患名。

#### 4) 強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）が認められる職務従事状況等

##### ①職務従事状況（強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合）（脳・心臓疾患）

表1-4-1に脳・心臓疾患事案における職種別の職務従事状況（強度の精神的又は肉体的負荷（「過重負荷」）が認められる場合）を示した。学校種別の教員職種に関わらず、最も多かったのは「通常の日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」が29件（29/35、82.9%）で最も多かった。また、時間外労働のみでは完全には認定基準を満たさないが、時間外勤務の評価のほか、深夜勤務、著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境、緊急呼出等公務の性質を有する出勤、精神的緊張を伴う職務等への従事等、総合的に判断されて特に強度の精神的、肉体的過重性が認められる職務従事状況であったものが、6件（6/35、17.1%）であった。この表中、過重な業務として、恒常的な休日出勤や20日以上連続勤務などの負荷要因については、「4. その他」の過重な業務に分類した。脳・心臓疾患では労働時間に関連した勤務状況が負荷要因となっていることが確認された。また、中学校教員においては「精神的緊張を伴う職務への従事状況」が認められた事案も目立った。「異常な出来事・突発的事態への遭遇」、「交替制勤務職員の深夜勤務・仮眠時間」、「緊急呼出等公務の性質」については、どの職種においても、今回の対象範囲での公務災害認定理由書等に認定要因としての記載は見られなかった。

本結果は、全職種の公務災害認定事案の結果と大きな差異は見られなかった。また、全業種の労災認定事案の結果においても、「長期間の過重業務」による認定が最も多く、「精神的緊張を伴う業務」が約1割の事案で認められていたため、公務災害認定事案における教職員の職務従事状況と類似した部分もあるということが考えられる。

本調査研究の分析にあたり、平成28年度総務省委託調査研究報告書「地方公務員の過労死等に係わる公務災害認定事案に関する調査研究」（文献3）で用いたデータベースを精査した結果、客観的に長時間労働が確認できた場合においては、本調査では「過重負荷要因」として扱うこととした。このため、平成28年度に作成された公務災害認定事案データベースとは件数が一致していない表があることを断っておく。

表1-4-1. 脳・心臓疾患事案における職種別の職務従事状況<sup>\*1</sup>（公務上：教職員）

<負荷要因>	高等学校教員 (4人)		中学校教員 (15人)		小学校教員 (9人)		その他の教育の 職業(7人)		合計 (35人)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
1. 異常な出来事・突発的事態への遭遇	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
2. 通常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）	3	(75.0)	12	(80.0)	9	(100.0)	5	(71.4)	29	(82.9)
3. 強度の精神的、肉体的過重性が認められる職務従事状況										
(1)交替制勤務職員の深夜勤務・仮眠時間	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
(2)不健康な勤務環境下	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(14.3)	1	(2.9)
(3)緊急呼出等公務の性質	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
(4)精神的緊張を伴う職務への従事状況	0	(0.0)	4	(26.7)	1	(11.1)	1	(14.3)	6	(17.1)
4. その他 <sup>*2</sup>	1	(25.0)	4	(26.7)	0	(0.0)	2	(28.6)	7	(20.0)
負荷要因の合計	4		20		10		9		43	

<sup>\*1</sup> 負荷要因が複数該当している事例もある。なお、事案数を分母として割合の算出を行った。

<sup>\*2</sup> 「その他」として、「恒常的な休日勤務」や「20日以上連続勤務」、「職場での宿泊」などの負荷要因が認められた。

## ②業務負荷の類型（出来事）（精神疾患）

表1-4-2に精神疾患事案における職種別の業務負荷の類型（出来事）を示した。最も多かったのは、「住民等との公務上での関係」であり、特に中学校教員と小学校教員に多くみられた。ここでいう住民等とは、児童・生徒および保護者等である。また、「異常な出来事への遭遇」、「対人関係等の職場環境」、「仕事の量（勤務時間の長さ）」が認められた事案もみられた。「仕事の内容」、「勤務形態」、「仕事の失敗」、「不祥事の発生と対処」については、精神疾患の認定理由書等で特別に認定要件として記載されているものはなかった。

全職種の公務災害認定事案と比較し、「住民等との公務上での関係」が最も多かったという点は、公務災害認定事案における教職員の大きな特徴として挙げられる。本結果は、中学校教員や小学校教員の場合、職場内での教員間の対人関係等職場環境などの負荷要因に加え、公務上接することがある児童・生徒への対応及びその保護者との関係において、より負荷が大きいという事実を示したものと思われる。そのため、教職員のメンタルヘルス対策を行う上で、教員としての本務である児童・生徒への対応及びその保護者対応の支援などが、改めて重要であることを示している。

表1-4-2. 精神疾患事案における職種別の業務負荷の類型（出来事）\*1（公務上：教職員）

業務負荷の類型（出来事）	高等学校教員 (1人)		中学校教員 (10人)		小学校教員 (11人)		特別支援学校 教員(1人)		その他の教育の 職業(5人)		合計 (28人)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
①異常な出来事への遭遇	1	(100.0)	2	(20.0)	2	(18.2)	1	(100.0)	2	(40.0)	8	(28.6)
②仕事の質・量												
1. 仕事の内容	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
2. 仕事の量（勤務時間の長さ）	0	(0.0)	2	(20.0)	1	(9.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(10.7)
3. 勤務形態	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
③役割・地位等の変化												
1. 異動	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(3.6)
2. 昇任	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(3.6)
④業務の執行体制	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(9.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(3.6)
⑤仕事の失敗、責任問題の発生・対応												
1. 仕事の失敗	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
2. 不祥事の発生と対処	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
⑥対人関係等の職場環境	1	(100.0)	1	(10.0)	1	(9.1)	0	(0.0)	2	(40.0)	5	(17.9)
⑦住民等との公務上での関係	0	(0.0)	6	(60.0)	7	(63.6)	0	(0.0)	1	(20.0)	14	(50.0)
出来事合計	2		13		12		1		5		33	

\*1 複数の出来事に該当している事案もある。なお、事案数を分母として割合の算出を行った。

## 5) 発症前の概ね6か月間の時間外労働時間の状況（脳・心臓疾患）

表1-5に脳・心臓疾患の事案において、発症前の概ね6か月間の時間外労働時間の状況を示した。時間外労働時間は、発症前1か月で平均約100時間近く、発症前2か月から6か月の間で、月平均約60～70時間代であった。発症前1か月の時間外労働が160時間を超えている事案もあった。なお、本集計は、4) ①職務従事状況「日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」に該当した29件の結果を対象とした。公務災害認定理由書等に記載された、発症前6か月の時間外労働を調査された結果をすべて用いて集計し、平均値を算出している。従って、発症前1か月の時間外労働で公災認定基準に合致していると判断された事例でも、発症前6か月の時間外労働が記載されていれば、その数値を集計に用いた。認定の評価期間毎の集計については、必要に応じ、別途作成する必要がある。

全職種の公務災害認定事案同様、公務災害認定事案における教職員においても、直前2か月には平均では月80時間以上の時間外労働を行っていたということが示された。なお、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（文献6）や「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（文献7）では、客観的な勤務時間の把握を実施している学校は限定的であるとされている。本結果に関しては、公務災害認定理由書等の記載を基に算出した。これにおいては、時間外勤務命令簿等に加え、在庁記録や同僚証言等に基づき、労働時間の把握に努められていたが、自宅での持ち帰り残業なども含めた労働時間についても、任命権者が客観的に正確な勤務時間を把握するための取組が必要であると考えられる。

表1-5. 脳・心臓疾患事案における発症6か月前の時間外労働時間数（公務上：教職員）

	n	平均値	標準偏差	最小値	最大値
発症前1か月の時間外労働時間数	29	98.4	29.4	32.0	168.5
発症前2か月の時間外労働時間数	27	85.7	28.0	23.0	137.3
発症前3か月の時間外労働時間数	26	76.1	35.3	1.0	145.0
発症前4か月の時間外労働時間数	26	67.7	31.1	1.0	120.1
発症前5か月の時間外労働時間数	26	68.6	32.9	4.0	132.0
発症前6か月の時間外労働時間数	25	66.8	32.1	3.0	140.0

注：該当なしは集計より除く。

## 6) 典型災害事例

### ①脳・心臓疾患

図2-1に教職員における脳・心臓疾患事案の典型事例を示した。以下で、4件の事例を提示する。

#### 【事例1-1】50代、男性、中学校教員

- ・疾患名：脳内出血（脳出血）、生存
- ・職務従事状況：日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）
- ・時間外労働時間：発症前1か月を超える期間において、月当たり100時間以上
- ・労働時間以外の負荷要因：担任等、係・担当等、部活動顧問
- ・顧問をしている運動部は土日や祝日に他校との練習試合に出かけ、ほぼ休みがない状態。大会での試合中に気分が悪くなり、試合後に病院へ搬送された

#### 【事例1-2】40代、男性、中学校教員

- ・疾患名：解離性大動脈瘤破裂、死亡
- ・職務従事状況：日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）
- ・時間外労働時間：発症前1か月を超える期間において、月当たり100時間以上
- ・労働時間以外の負荷要因：部活動顧問、担任等、係・担当等、委員会・会議
- ・吹奏楽部の指導に注力し、週休日は十分に確保されていなかった。学校行事中、指揮をしていたところ倒れ、救急車で搬送されたが、死亡

#### 【事例1-3】40代、女性、小学校教員

- ・疾患名：くも膜下出血、生存
- ・職務従事状況：日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）、精神的緊張を伴う職務への従事状況
- ・時間外労働時間：発症前1か月において、週当たり平均27時間以上
- ・労働時間以外の負荷要因：担任等、係・担当等、委員会・会議
- ・6年生の3学期の担任として、精神的な負担も多い多様で過密な業務を行い時間外労働が増えていった。授業終了後、気分が悪くなり、保健室で休んでいたが、容態が急変し病院へ搬送された

#### 【事例1-4】30代、男性、教育委員会主任

- ・疾患名：くも膜下出血、死亡
- ・職務従事状況：著しい寒暖差等、不健康な勤務環境下
- ・時間外労働時間：発症前1か月を超える期間において、月当たり27時間

- ・労働時間以外の負荷要因：事務等、その他（酷暑での作業）
- ・研修生として出向中、発症前二日間にわたる教員採用面接試験で、暑熱環境での作業、重量物運搬の会場の片付け作業に従事し、くも膜下出血を発症し、死亡

公務災害認定事案における教職員の脳・心臓疾患の全体的な特徴として、まず「長時間労働」が多かった点が挙げられる。OECD 国際教員指導環境調査（TALIS2013）（文献8）によれば、日本の中学校教員の1週間当たりの労働時間は、参加国34か国の中で最長であったことが示されている。また、文部科学省によって実施された「教員勤務実態調査（平成28年度）（速報値）」（文献9）によれば、公立小中学校の教員の勤務時間は10年前よりも増加している。これらを考慮すると、教職員の長時間労働の常態化が課題となっている。今回の事案分析結果からも、「通常の日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」が8割以上を占め（表1-4-1）、特に強度の精神的、肉体的過重性が認められたと判断された場合でも、認定基準未満の時間外労働であったとしても、連続勤務や土日の休日がないといった職務従事状況が指摘された。脳・心臓疾患による過労死等の予防を検討していくために、教職員の長時間勤務の削減について、時間外勤務の上限の目安を示すだけでなく、その公務上の負荷要因に注目して、改善に取り組む必要がある。

次に、公務災害認定事案における教職員の脳・心臓疾患では、「1. 基本集計 ③生死」の結果でも述べた通り、全職種 of 公務災害認定事案及び全業種の労災認定事案と比較し、「死亡」の割合が約57%と大きかった点が1つの特徴であった。地方公務員を対象とした公務災害と民間労働者を対象とした労働災害では単純な比較を行うことはできず、死亡割合が大きかった原因については、種々の要因が関連していると推測されるが、本調査では明らかにできなかった。しかし、公務に起因した死亡災害が一定数発生しているという教職員の過労死等の実態があり、長時間労働者のうち健康障害リスクの高い教職員への健康管理の強化は重要であろう。また、過重労働者への医師の面接指導、公務分担の見直しや、教員でなくても行える公務の精査と分担、担任や部活動指導、保護者対応といった過重業務のなどの対策について、引き続き検討する必要がある。

また、学校教員以外の職種に関して、「教育委員会事務局の職員」の事案が4件みられた。これらの事案のうち、3件は「日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」が認められていた。本調査研究の結果を考慮すると、教育委員会事務局の職員における過重業務の実態があること、またその予防対策を検討していく必要性が指摘できる。

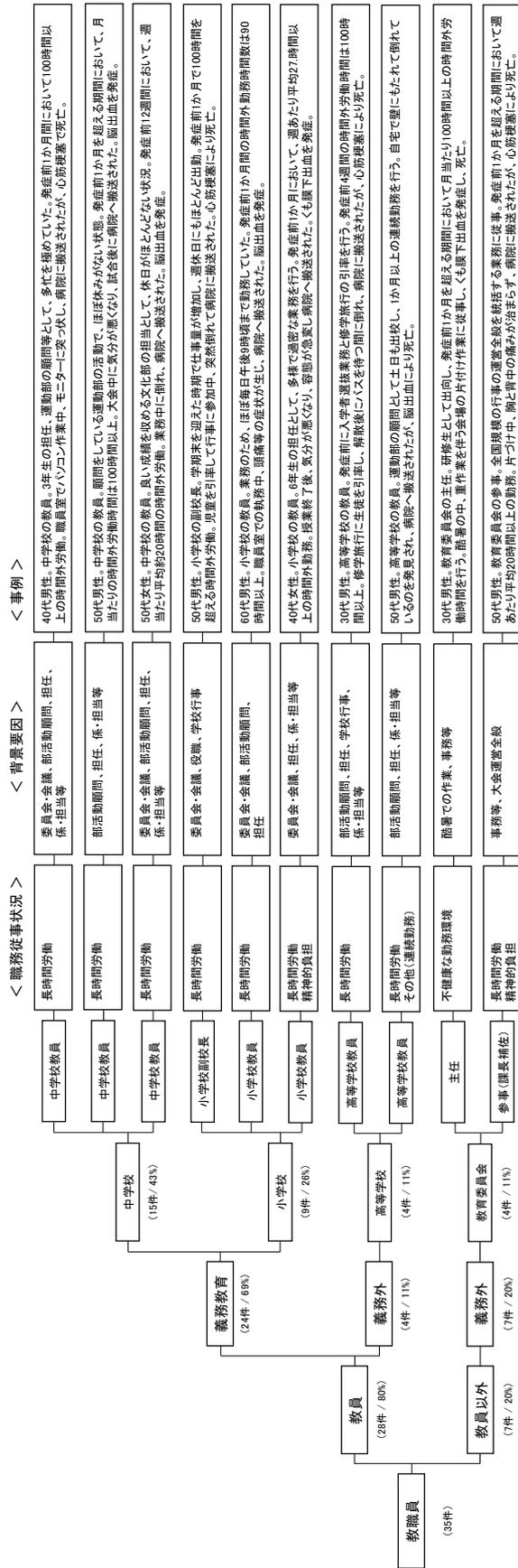


図2-1 教職員における公務災害認定事案の典型事例（脳・心臓疾患）

## ②精神疾患

図 2-2 に教職員における精神疾患事案の典型事例を示した。以下で、3 件の事例を提示する。

### 【事例 2-1】50 代、男性、中学校校長

- ・疾患名：うつ病エピソード
- ・業務負荷の類型（出来事）：仕事の質・量、役割・地位等の変化（異動、昇任）
- ・業務以外の要因：役職、部活動顧問、委員会・会議、その他
- ・赴任して間もなく教頭が病気休暇をとり、教諭が産休に入るなど、業務が増加。その後、心身の不調を訴えるようになり、会議に参加中体調不良を申し出て帰宅し、自殺。うつ病エピソードを発症。

### 【事例 2-2】20 代、女性、小学校教員

- ・疾患名：気分（感情）障害
- ・業務負荷の類型（出来事）：住民等との公務上での関係
- ・業務以外の要因：担任、係・担当等、部活動顧問、委員会・会議
- ・保護者から教育内容等に対する要望が寄せられるも、職場からの適切な支援はなされず、自殺により死亡

### 【事例 2-3】50 代、女性、特別支援学校主任

- ・疾患名：うつ病エピソード
- ・業務負荷の類型（出来事）：住民等との公務上での関係
- ・業務以外の要因：事務等
- ・生徒への指導中に誤って怪我を負わせ、生徒・保護者が警察に被害届を提出し、対応に追われる。病気休暇を取得し入院したが、外泊許可を受け帰宅した際、自殺

公務災害認定事案における教職員の精神疾患の全体的な特徴として、まず「住民等との公務上での関係」が多かった点が挙げられる。具体的には、生徒・保護者からのクレームや暴行などを受け、精神疾患を発症したケースが複数みられた。直接被害を受けた教職員だけでなく、関係する同僚や管理者が深く傷ついている状況について、公務災害認定理由書から読み取れたものもあった。児童・生徒からの暴力に関して、文部科学省が実施した平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）（文献 10）では、児童生徒 1,000 人当たりの暴力行為の発生件数は、中学校で 8.8 件、小学校で 3.5 件と、高等学校の 1.8 件より相対的に多いことが示されている。公務災害認定事案における教職員は、中学校教

員と小学校教員の割合が大きいが、これらの職種においては児童・生徒の問題行動への対応等について、周囲に相談できる相手がおらず、教員の精神的負担になっている可能性があるため、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(文献11)で指摘されているように、教育委員会による学校サポート体制の構築などを行っていくことが改めて重要であることを示す結果となった。

また、公務災害認定事案における教職員において、業務負荷の類型として「対人関係等の職場環境」が認められた事案もみられた。ここから、上述した生徒・保護者とのトラブルに加え、上司や同僚とのトラブルが発生している事案もあった。そのため、カウンセラー等の導入促進による教職員の負担軽減や、第三者による相談窓口の設置を周知し活用を促す等、職場内・職場外を含めた包括的な予防対策が求められる。

一方、精神疾患事案においても「長時間労働」による事案がみられた。全業種の労災認定事案の分析結果から、長時間労働は特にうつ病エピソードを中心とした「F3(気分(感情)障害)」との関連が指摘されている。本研究でも同様の傾向がみられたため、脳・心臓疾患と同様、教職員を対象とした長時間労働対策は基本的な過労死等防止策として位置づけ、心身ともに負担のかかる公務職務状況の見直しを行っていくことが重要と思われる。



図2-2 教職員における公務災害認定事案の典型事例（精神疾患）

## 2. 学校教員に職種を限定したときの分析結果

### 1) 脳・心臓疾患

表2-1に脳・心臓疾患事案の学校教員における負荷業務を示した。負荷業務として、中学校教員 (n = 15) では、「部活動顧問 (14/15、93.3%)」、「担任等 (12/15、80.0%)」、「係・担当等 (12/15、80.0%)」の順に多く、小学校教員 (n = 9) では、「委員会・会議 (6/9、66.7%)」、「役職 (6/9、66.7%)」、「担任等 (5/9、55.6%)」の順に多かった。また、高等学校教員では事案数は4件と少ないものの全ての事案において、負荷業務として「部活動顧問」と「担任等」の重複がみられた。

職種の割合の差に関しては、「1. 基本集計 2) 職種」の結果で述べた通りであるが、それに加え、本結果から学校教員の中でも、学校種に応じて異なる負荷業務があるということが示された。このことは、学校教員の過労死等の対策を行う上で、学校種に応じたそれぞれの対策が必要であると考えられる。

また、脳・心臓疾患では長時間労働による認定が最も多いが、教職員の長時間労働が生じる背景として、このような負荷業務が影響している可能性が考えられる。「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文献6)でも、業務の役割分担・適正化を着実に実行することの重要性が指摘されている。さらに、表2-1で示された結果においても、中学校教員の事案の約半数 (7/15) で、小学校教員の事案の3分の2 (6/9) で、「役職」が負荷業務に該当していたことから、管理職にあたる職種についても、長時間労働対策が必要であると考えられる。

なお、労災認定事案と異なり、本結果では、「出張」、「事務等」が主な負荷要因として取り上げられている記載は少なかったが、労災事案の状況を踏まえると「出張」や「事務等」による負荷が過重になることが発症の主な原因となるケースの発生も考えられる。今回の対象事案では見受けられなかったが、別途疫学調査や介入研究などの手法により分析していくことが求められる。

表2-1. 学校教員における負荷業務(脳・心臓疾患、28件)

No	性別	年齢	職種(細分類)	役職	担任等	学校行事	係・担当等	部活動顧問	委員会・会議	出張	事務等	事故・災害等	その他
高等学校(4人)				1	4	1	3	4	1				1
1	男	50代	高等学校教員		○		○	○					
2	男	50代	高等学校教員	○	○			○					
3	男	30代	高等学校教員		○	○	○	○					
4	男	40代	高等学校教員		○		○	○	○				○
中学校(15人)				7	12	3	12	14	7				1
5	男	50代	中学校教員		○		○	○					
6	男	40代	中学校教員	○		○	○						
7	男	40代	中学校教員	○		○	○	○	○				
8	女	50代	中学校教員		○		○	○	○				
9	女	50代	中学校教員		○			○	○				○
10	男	50代	中学校教員	○	○		○	○					
11	男	40代	中学校教員	○	○			○					
12	男	40代	中学校教員	○	○		○	○					
13	男	40代	中学校教員		○		○	○	○				
14	男	40代	中学校教員		○		○	○	○				
15	男	50代	中学校教員	○		○	○	○	○				
16	男	20代	中学校教員		○			○					
17	男	30代	中学校教員		○		○	○					
18	男	30代	中学校講師		○		○	○	○				
19	男	50代	中学校主任教員	○	○		○	○					
小学校(9人)				6	5	2	2	1	6			1	5
20	女	20代	小学校教員		○	○	○		○				
21	男	60代	小学校教員		○			○	○				
22	女	50代	小学校教員	○	○								○
23	女	40代	小学校教員		○		○		○				
24	男	50代	小学校教員	○					○				○
25	男	40代	小学校主任教員	○	○				○				
26	男	40代	小学校副校長	○									○
27	男	50代	小学校副校長	○								○	○
28	男	50代	小学校副校長	○		○			○				○

注:出張、事務等は、調査復命書に負荷業務の記載無

## 2) 精神疾患

表2-2に精神疾患事案の学校教員における負荷業務を示した。負荷業務として、中学校教員 (n = 10) では、「部活動顧問 (8/10、80.0%)」、「係・担当等 (8/10、80.0%)」、「担任等 (7/10、70.0%)」、「事故・災害等 (5/10、50.0%)」の順に多く、小学校教員 (n = 11) では、「事故・災害等 (7/11、63.6%)」、「担任等 (6/11、54.5%)」、「係・担当等 (4/11、36.4%)」、「委員会・会議 (4/11、36.4%)」の順に多かった。

学校種ごとに教員の負荷業務が異なるという点は、脳・心臓疾患事案と同様であったが、公務災害認定事案における学校教員の精神疾患事案では、「事故・災害等」の割合がより大きいということが示された。具体的な内容としては、生徒・保護者から暴行を受けたケースなどが挙げられるが、「6) 典型災害事例 ②精神疾患」の結果で述べた通り、適切な予防策および、発生後の適切な対応を行うことが求められる。

また、中学校教員では「部活動顧問」が多くみられた。OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS2013) (文献8)でも、日本の中学校教員は、「課外活動 (スポーツ・文化活動) の指導時間」が特に長いことが示されている。これらを考慮すると、部活動指導員の導入促進をするなどの対策を行い、学校教員における部活動の負担を軽減していくことが望ましいと考えられる。

「学校行事」、「出張」、「事務等」の項目に関しては、公務災害認定理由書等の分析では、直接的に記載され該当したものはなかったが、脳・心臓疾患の結果で述べたように今後の分析が必要である。なお、負荷業務の集計において、本調査研究では「役職」、「担任等」、「部活動顧問」、「委員会・会議」といった負荷業務が、「あり」か「なし」かの2者択一でしか把握しておらず、それがどの程度負担であったかについては分析できていない。同じ業務内容でも、その負担度は個人によって異なると考えられるため、負荷業務の種類のみでなく、時間や心理的な負担感といった側面についても、今後分析していくことが必要であろう。

表2-2. 学校教員における負荷業務（精神疾患、23件）

No	性別	年齢	職種（細分類）	役職	担任等	学校行事	係・担当等	部活動顧問	委員会・会議	出張	事務等	事故・災害等	その他
高等学校（1人）					1		1	1	1			1	
1	女	50代	高等学校教員（通信制課程）		○		○	○	○			○	
中学校（10人）				1	7		8	8	3			5	2
2	男	40代	中学校教員				○						○
3	男	40代	中学校教員		○		○	○	○			○	
4	女	40代	中学校教員		○		○	○				○	
5	男	50代	中学校教員		○		○	○				○	
6	女	40代	中学校教員				○	○				○	
7	男	50代	中学校教員		○		○	○					
8	男	40代	中学校教員		○		○	○					
9	男	40代	中学校教員		○			○	○				
10	女	20代	中学校講師（臨時的任用）		○		○					○	
11	男	50代	中学校校長	○				○	○				○
小学校（11人）				2	6		4	3	4			7	3
12	女	30代	小学校教員									○	○
13	男	50代	小学校教員	○								○	
14	女	50代	小学校教員		○			○				○	
15	女	30代	小学校教員				○		○			○	
16	女	20代	小学校教員		○								
17	女	40代	小学校教員		○		○	○				○	
18	女	20代	小学校教員		○		○	○	○				
19	男	20代	小学校教員		○				○			○	
20	女	20代	小学校教員		○		○		○				
21	男	40代	小学校副校長	○									○
22	女	30代	小学校養護教員									○	○
特別支援学校（1人）					1		1					1	
23	男	40代	特別支援学校教員		○		○					○	

注：学校行事、出張、事務等は、調査復命書に負荷業務の記載無

## D. 今後の課題

### 1. 調査結果の俯瞰と実態解明への視点

本調査研究では、公務災害認定理由書等及び公務災害認定事案データベースの記載内容に基づき、教職員の過労死等の特徴及び典型事例を抽出した。本調査研究の結果、公務災害認定事案における教職員の過労死等の実態と背景要因などの情報が整理され、職種を学校種ごとに詳細に分析し新たに負荷業務を集計したことによって、学校種に応じて異なる対策が必要であるということが認められた。近年、教職員の過労死は社会的に大きな問題となっていることから、その実態解明や予防策に関する調査研究の必要性は今後益々増加していくであろう。その点で、中学校教員や小学校教員を中心とした教職員の過労死等の特徴を整理した本調査研究の結果は、今後の調査研究を行う上で大いに参考となる。

今回の調査を通じて、公務災害認定理由書等の内容や記述に予防に関する多くの示唆があることが確認でき、本報告書作成にあたり教職員の過労死等の実態解明に資する資料となった。

### 2. 今後の分析視点

本調査研究の結果から、公務災害認定事案における教職員の過労死等の特徴が示された。その一例として、職種では中学校教員と小学校教員の割合が大きく、学校種ごとに異なった負荷業務があることが確認された。

なお、本調査研究では公務災害認定事案を分析対象としており、申請されたが公務上認定に至らなかった事案（公務外認定事案）については、分析対象に含まれていない。

### 3. 公務災害認定事案・労働災害認定事案の比較等、包括的な研究への期待

「平成 29 年度学校基本調査」（文献 5）によれば、日本における公立の学校が全体の学校に占める割合は、中学校が 91.8%、小学校が 98.5%であるのに対し、大学では 11.5%、高等学校では 72.8%となっている。そのため、学校種によって公務災害に該当する対象が異なっている可能性が考えられる。教職員の過労死等の実態を把握し、問題を解消していくためには、学校種の違いに加え、公務と民間の比較や、疫学調査・介入研究などの手法による検討を行うなど、包括的な研究を行っていくことが求められる。

## E. まとめ

本調査研究報告書は、平成 29 年度総務省「地方公務員の過労死等に係る労働・社会分野に関する調査研究事業の請負」の仕様書に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センターが調査研究・分析を実施し、取りまとめたものである。

本調査研究の目的は、地方公務員災害補償基金が平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの期間に、公務上の災害と認定した事案のうち、教職員（義務教育学校職員・義務教育学校職員以外の教育職員）を対象として、その特徴及び典型事例を抽出し、実態と背景要因を分析することであった。

本調査研究では、平成 28 年度に作成された公務災害認定事案データベース（脳・心臓疾患事案 84 件、精神疾患・自殺事案 106 件、平成 22 年 1 月～平成 27 年 3 月の 5 年間）を用いた。抽出された教職員の事案は、脳・心臓疾患 35 件、精神疾患 28 件であり、これらを対象として分析を行った。教職員の事案について、性別、発症時年齢、生死、事業場種類、疾患名、健康診断の実施状況、既往歴の有無、職種、強度の精神的・肉体的過重性が認められる職務従事状況等の負荷要因の有無、発症前概ね 6 か月間の時間外労働時間等の情報に関する集計を行うとともに、典型事例を抽出した。また、学校教員に職種を限定した分析として、負荷業務の一覧を集計した。本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理委員会の承認を得た上で実施された（通知番号：H2821）。

本調査研究の結果、公務災害認定事案における教職員の特徴として、主に以下のことが示された。まず、性別に関して、脳・心臓疾患、精神疾患ともに女性の割合が相対的に大きく、特に精神疾患では半数の事案が女性であった。発症時年齢に関して、脳・心臓疾患、精神疾患ともに 40～49 歳の事案が最も多かった。生死に関して、脳・心臓疾患の約 57%、精神疾患の約 28% が死亡事案であり、脳・心臓疾患による死亡事案の割合が大きかった。職種に関して、脳・心臓疾患、精神疾患ともに中学校教員と小学校教員の割合が大きかった。疾患名に関して、脳・心臓疾患では脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、心筋梗塞の割合が大きく、精神疾患ではうつ病エピソードと急性ストレス反応の割合が大きかった。強度の精神的・肉体的過重性が認められる職務従事状況等の負荷要因に関して、脳・心臓疾患では「日常の職務に比較して特に過重な業務（長時間労働）」が最も多く、精神疾患では「住民等との公務上での関係」が半数で最も多く、次いで「異常な出来事への遭遇」が多かった。また、本調査研究では脳・心臓疾患、精神疾患それぞれの典型事例を提示した。さらに、学校教員に職種を限定し負荷業務を検討したところ、脳・心臓疾患では中学校教員で「部活動顧問」が最も多く、小学校で「役職」と「委員会・会議」が最も多かった。精神疾患では中学校教員で「係・担当等」と「部活動顧問」が最も多く、小学校教員で「事故・災害等」が最も多かった。教育課程における教育公務内容によって異なる負荷業務があったことが示された。

本調査研究の結果、公務災害認定事案における教職員の過労死等の実態と背景要因などの情報が整理され、職種を学校種ごとに詳細に分析したことによって、学校種に応じて異なる対策

が必要であるということが認められた。教職員の過労死等の実態を把握し、問題を解消していくために、本研究の結果を踏まえつつ、学校種の違いに加え、公務と民間の比較や、疫学調査・介入研究などの手法による検討を行うなど、包括的な研究を行っていくことが求められる。

## F. 引用文献

1. 高橋正也, 茅嶋康太郎, 吉川徹, 佐々木毅, 久保智英, 劉欣欣, 松尾知明, 池田大樹, 蘇リナ, 高本真寛, 松本俊彦, 山内貴史, 竹島正, 酒井一博, 佐々木司, 松元俊, 溝上哲也. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 平成 27 年度総括・分担研究報告書. 2016:1-37.
2. 高橋正也, 茅嶋康太郎, 吉川徹, 佐々木毅, 久保智英, 劉欣欣, 松尾知明, 松元俊, 山内貴史, 池田大樹, 蘇リナ, 竹島正, 酒井一博, 佐々木司, 溝上哲也, 深澤健二, 内田元. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 平成 28 年度総括・分担研究報告書. 2017:1-183.
3. 吉川徹, 佐々木毅, 松元俊, 山内貴史, 久保智英, 高橋正也, 茅嶋康太郎. 地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究. 平成 28 年度調査研究報告書. 2017:1-64.
4. 地方公務員災害補償基金: 平成 27 年度過労死等の公務災害補償状況について, 2017
5. 文部科学省: 学校基本調査, 2017,  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1388639\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1388639_1.pdf) (2018年3月26日アクセス)
6. 文部科学省: 学校における働き方改革に係る緊急提言, 2017,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/04/1395249\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/_icsFiles/afieldfile/2017/09/04/1395249_1.pdf) (2018年3月26日アクセス)
7. 文部科学省: 学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ), 2017,  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm) (2018年3月26日アクセス)
8. 国立教育政策所: 教員環境の国際比較—OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2013 年調査結果の要約, 2017,  
[http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/imgs/talis2013\\_summary.pdf](http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/imgs/talis2013_summary.pdf) (2018年3月26日アクセス)
9. 文部科学省: 教員勤務実態調査, 2017,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/04/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_001.pdf) (2018年3月26日アクセス)
10. 文部科学省: 平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値), 2017,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/10/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/26/1397646\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/_icsFiles/afieldfile/2017/10/26/1397646_001.pdf) (2018年3月26日アクセス)
11. 文部科学省: 学校現場における業務改善のためのガイドライン, 2015,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1297093\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1297093_4.pdf) (2018年3月26日アクセス)





平成 29 年度「地方公務員の過労死等に係る  
労働・社会分野に関する調査研究事業」調査研究報告書  
A research report for compensated cases of overwork-related health disorders,  
“KAROSHI”, in the aspects of occupation and social situation among teachers and civil  
servants engaged in education related public affairs 2010-2014  
March 2018

<連絡先>

〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター

TEL 044-865-6111 (代表) FAX 044-871-8267

電子メールアドレス：[yoshikawa@h.jniosh.johas.go.jp](mailto:yoshikawa@h.jniosh.johas.go.jp) (担当 吉川徹)